

2023 年 4 月 7 日(金曜日)

令和5年船員災害防止実施計画について

船員災害防止活動の促進に関する法律により、交通政策審議会の意見を聴いて、5年ごとに船員災害の減少目標、その他船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた「船員災害防止基本計画」(以下、「基本計画」という)を作成しています。

また、基本計画の実施を図るため、毎年、船員災害の減少目標、船員災害の防止に関し重点を置くべき船員災害の種類、船員災害の防止のための主要な対策に関する事項、その他船員災害の防止に関し重要な事項を定めた「船員災害防止実施計画」(以下、「実施計画」という)を作成しています。

なお、これら船員災害防止計画は、国の行う計画的遂行のためだけではなく、船員災害防止協会、船舶所有者、船員、関係団体等の協力の下に、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図ることを目的として、作成されています。

詳しくはこちらをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk4_000006.html

〔ファクスだより〕